

【表紙】

【提出書類】 四半期報告書

【根拠条文】 金融商品取引法第24条の4の7第1項

【提出先】 関東財務局長

【提出日】 平成27年1月14日

【四半期会計期間】 第46期第3四半期(自平成26年9月1日至平成26年11月30日)

【会社名】 株式会社アデランス

【英訳名】 Aderans Company Limited

【代表者の役職氏名】 代表取締役会長兼社長 根本 信 男

【本店の所在の場所】 東京都新宿区荒木町13番地4

【電話番号】 (03) 3350-3111

【事務連絡者氏名】 経理・財務統括部長 中 村 隆

【最寄りの連絡場所】 東京都新宿区荒木町13番地4

【電話番号】 (03) 3350-3111

【事務連絡者氏名】 経理・財務統括部長 中 村 隆

【縦覧に供する場所】 株式会社東京証券取引所
(東京都中央区日本橋兜町2番1号)

第一部 【企業情報】

第1 【企業の概況】

1 【主要な経営指標等の推移】

回次	第45期 第3四半期 連結累計期間	第46期 第3四半期 連結累計期間	第45期
会計期間	自 平成25年3月1日 至 平成25年11月30日	自 平成26年3月1日 至 平成26年11月30日	自 平成25年3月1日 至 平成26年2月28日
売上高 (百万円)	48,362	56,050	67,755
経常利益 (百万円)	2,844	4,485	4,481
四半期(当期)純利益 (百万円)	2,957	4,117	4,281
四半期包括利益又は包括利益 (百万円)	2,826	1,684	5,781
純資産額 (百万円)	32,834	34,259	35,823
総資産額 (百万円)	61,195	64,641	63,892
1株当たり四半期(当期) 純利益金額 (円)	80.36	114.83	116.32
潜在株式調整後1株当たり 四半期(当期)純利益金額 (円)	80.24	112.43	116.15
自己資本比率 (%)	53.3	52.6	55.7

回次	第45期 第3四半期 連結会計期間	第46期 第3四半期 連結会計期間
会計期間	自 平成25年9月1日 至 平成25年11月30日	自 平成26年9月1日 至 平成26年11月30日
1株当たり四半期純利益金額 (円)	6.86	80.31

- (注) 1. 当社は四半期連結財務諸表を作成しておりますので、提出会社の主要な経営指標等の推移については記載しておりません。
2. 売上高には、消費税等は含まれておりません。

2 【事業の内容】

当第3四半期連結累計期間において、当社グループ(当社及び当社の関係会社)が営んでいる事業の内容に重要な変更はありません。

また、主要な関係会社についても異動はありません。

第2 【事業の状況】

1 【事業等のリスク】

当第3四半期連結累計期間において、当四半期報告書に記載した事業の状況、経理の状況等に関する事項のうち、投資者の判断に重要な影響を及ぼす可能性のある事項の発生又は前事業年度の有価証券報告書に記載した「事業等のリスク」について重要な変更はありません。

なお、重要事象等は存在していません。

2 【経営上の重要な契約等】

当第3四半期連結会計期間において、経営上の重要な契約等の決定又は締結等はありません。

3 【財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析】

(1) 業績の状況

当第3四半期連結累計期間におけるわが国経済は、政府の経済政策や日銀の金融政策を背景とした緩やかな回復基調で推移したものの、円安による輸入原材料価格の上昇や消費税率引き上げに伴う駆け込み需要の反動、夏場の天候不順による個人消費の回復の遅れなどの影響もあり、依然として先行き不透明な状況で推移しました。

このような状況のなか、当社が属する国内の総合毛髪関連市場におきましても、少子高齢化が加速することで、男性市場・女性市場ともに、ますます競争が激化しておりますが、当社グループは「グローバルな成長を目指して」当連結会計年度をスタートとする中期経営計画を策定し、「国内事業の持続的成長」「海外事業の拡大と成長」「求められる商品の研究開発」「サプライチェーンのグローバル化」「グループガバナンス・CSRの強化」「グローバルな人材の育成・開発」を経営戦略に掲げ、企業価値の向上に努めました。

この結果、当第3四半期連結累計期間の売上高は、国内事業と、平成25年4月にグループ化したHC(USA) Inc.の業績が寄与した海外ウィッグ事業が順調に拡大し、さらに、円安が進行したことで、560億50百万円(前年同期比15.9%増)、営業利益は、国内事業において広告宣伝費や販売促進費を積極的に投入したことや、HC(USA) Inc.の買収に伴う償却費の負担もあり、13億99百万円(前年同期比25.4%減)、経常利益は為替差益の計上などにより44億85百万円(前年同期比57.7%増)、四半期純利益は、41億17百万円(前年同期比39.2%増)となりました。

また、当社グループの経営指標として重要視しております連結EBITDA(*)は、46億12百万円(前年同期比14.4%増)となりました。

()連結EBITDA = 連結営業利益 + 減価償却費等 + のれん償却額

報告セグメント別の概況は、次のとおりであります。

アデランス(オーダーメイド)事業

新規売上は、男性売上は積極的な広告宣伝展開により、育毛・増毛商品などの販売が好調で、大幅な増収となり、また、女性売上も、消費税率引き上げに伴う影響はありましたが、全国の主要百貨店での展示試着会での受注が順調に推移し、増収となりました。リピート売上は、新規顧客が増加したこと、顧客定着の取り組みにより男女とも増収となりました。

この結果、アデランス事業の売上高は、219億88百万円(前年同期比6.2%増)、営業利益は広告宣伝費や販売促進費などの販管費が増加したことで、47億2百万円(前年同期比15.9%減)となりました。

フォンテーヌ(レディメイド)事業

消費税率引き上げに伴い、短期的に売上に大きな変動がございましたが、その後の反動減は限定的で、百貨店での売上は順調に拡大し、さらにGMSへの出店による売上も加わり、フォンテーヌ事業の売上高は、69億99百万円(前年同期比9.4%増)、営業利益は13億75百万円(前年同期比2.3%増)となりました。

ボズレー（ヘアトランスプラント）事業

新CMの投入やWebの刷新などマーケティングの強化により、ボズレー事業の売上高は現地通貨ベースで増収（前年同期比2.2%増）となり、円安が進んだことで75億58百万円（前年同期比9.3%増）、営業利益は2億65百万円（前年同期比8.9%増）となりました。

海外ウィッグ事業

米国市場では、平成25年4月（前連結会計年度）にグループ化した男女向けオーダーメイドウィッグ販売のHC（USA）Inc.の売上が順調に拡大し、欧州市場では、医療用ウィッグの販売が堅調に推移しました。その結果、アジア地域を含めた海外ウィッグ事業の売上高は、円安の進行もあり174億26百万円（前年同期比43.8%増）となりました。営業損失は7億2百万円（前年同期は9億35百万円の営業損失）となりました。

その他事業

美材ルート事業、ECリテール事業などのその他事業の売上高は20億77百万円（前年同期比6.6%減）、営業損失は3億8百万円（前年同期は5億51百万円の営業損失）となりました。

(2) 財政状態の分析

当第3四半期連結会計期間末の総資産は、現金及び預金（5億9百万円減）や無形固定資産（10億73百万円減）等が減少したものの、商品及び製品（8億60百万円増）やその他流動資産（7億7百万円増）の増加等により、前連結会計年度末に比べ7億48百万円増加し、646億41百万円となりました。

負債は、長期借入金（86億62百万円減）が減少したものの、新株予約権付社債（100億48百万円増）の増加等により前連結会計年度末に比べ23億12百万円増加し、303億81百万円となりました。

純資産は、四半期純利益を計上したものの、為替換算調整勘定の減少等により、前連結会計年度末に比べ15億63百万円減少し、342億59百万円となりました。

(3) 事業上及び財政上の対処すべき課題

当第3四半期連結累計期間において、事業上及び財政上の対処すべき課題に重要な変更および新たに生じた課題はありません。

(4) 研究開発活動

当第3四半期連結累計期間の研究開発費の総額は2億79百万円であります。

なお、当第3四半期連結累計期間において、当社グループの研究開発活動の状況に重要な変更はありません。

第3 【提出会社の状況】

1 【株式等の状況】

(1) 【株式の総数等】

【株式の総数】

種類	発行可能株式総数(株)
普通株式	138,000,000
計	138,000,000

【発行済株式】

種類	第3四半期会計期間 末現在発行数(株) (平成26年11月30日)	提出日現在 発行数(株) (平成27年1月14日)	上場金融商品取引所 名又は登録認可金融 商品取引業協会名	内容
普通株式	37,246,388	37,246,388	東京証券取引所 (市場第一部)	単元株式数 100株 株主としての権利内容に制限 のない標準となる株式
計	37,246,388	37,246,388		

(2) 【新株予約権等の状況】

当第3四半期会計期間において発行した新株予約権付社債は、次のとおりであります。

決議年月日	平成26年9月17日
新株予約権の数(個)	2,000
新株予約権のうち自己新株予約権の数	-
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式(単元株式数100株)
新株予約権の目的となる株式の数(株)	4,688,232(注1)
新株予約権の行使時の払込金額(円)	2,133(注2)
新株予約権の行使期間	2014年10月21日~2019年9月20日(注3)
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の 発行価格及び資本組入額	発行価格 2,133 資本組入 1,067(注4)
新株予約権の行使の条件	(注5)
新株予約権の譲渡に関する事項	本新株予約権は、転換社債型新株予約権付社債に付され たものであり、本社債からの分離譲渡はできない。
代用払込みに関する事項	(注6)
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	(注7)
転換社債型新株予約権付社債の残高(百万円)	10,048

(注) 1. 本新株予約権の目的となる株式の種類は当社普通株式とし、本新株予約権の行使により当社が当社普通株式を新たに発行又はこれに代えて当社の保有する当社普通株式を移転(以下、当社普通株式の発行又は移転を当社普通株式の「交付」という。)する数は、本新株予約権の行使請求に係る本社債の額面金額の合計額を、下記2記載の転換価額で除した数とする。但し、本新株予約権の行使の際に生じる1株未満の端数は切り捨て、現金による調整は行わない。

2. (1) 本新株予約権の行使時の払込金額(以下、転換価額)は2,133円とする。

(2) 転換価額は、本新株予約権付社債発行後、当社が当社普通株式の時価(本新株予約権付社債の要項に定義する。以下同じ。)を下回る金額で当社普通株式を発行し又は当社の保有する当社普通株式を処分する場合(本新株予約権の行使の場合等を除く。)には、次の算式により調整される。なお、次の算式において「既発行株式数」とは当社の発行済普通株式(当社の保有するものを除く。)の総数をいう。

$$\text{調整後転換価額} = \text{調整前転換価額} \times \frac{\text{既発行株式数} + \frac{\text{発行又は処分株式数} \times 1 \text{株当たり払込金額}}{\text{時 価}}}{\text{既発行株式数} + \text{発行又は処分株式数}}$$

また、転換価額は、当社普通株式の分割(無償割当を含む。)又は併合、当社普通株式の時価を下回る価額をもって当社普通株式の交付を請求できる新株予約権(新株予約権付社債に付されたものを含む。)の発行、一定限度を超える配当支払(特別配当の実施を含む。)、その他本新株予約権付社債の要項に定める一定の場合にも適宜調整されることがある。但し、当社のストックオプションプランその他本株予約権付社債の要項に定める一定の場合には調整は行われない。

3. 2014年10月21日から2019年9月20日の銀行営業終了時(ルクセンブルグ時間)までとする。但し、

税制変更による繰上償還、組織再編等による繰上償還、上場廃止等による繰上償還、スクイーズアウトによる繰上償還又はクリーンアップ条項による繰上償還の場合には、当該償還日の5営業日前の日の銀行営業終了時(ルクセンブルグ時間)まで、債務不履行等による期限の利益の喪失の場合には、期限の利益の喪失時まで、また 本新株予約権付社債の所持人の選択による繰上償還(プットオプション)の場合には、2017年10月6日の5営業日前の日の銀行営業終了時(ルクセンブルグ時間)までとする。上記いずれの場合も、2019年9月20日の銀行営業終了時(ルクセンブルグ時間)より後に本新株予約権を行使することはできず、また当社の組織再編等を行うために必要であると当社が合理的に判断した場合には、当該組織再編等の効力発生日から14日以内のいずれかの日に先立つ30日以内の当社が指定する期間中は、本新株予約権を行使することはできないものとする。上記にかかわらず、本新株予約権は、本新株予約権の行使の効力が発生する東京における日(又は当該行使日が東京における営業日でない場合は東京における翌営業日)が、株主確定日(以下に定義する。)の東京における2営業日前の日(当該株主確定日が東京における営業日でない場合には、当該株主確定日の東京における3営業日前の日)(当日含む。)から当該株主確定日(又は当該株主確定日が東京における営業日でない場合には、当該株主確定日の東京における翌営業日)(当日を含む。)までの期間に該当する場合には、行使することができない。「株主確定日」とは、社債、株式等の振替に関する法律(平成13年法律第75号。その後の改正を含む。)第151条第1項に関連して株主を確定するために定められた日をいう。

4. 本新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金の額は、会社計算規則第17条の定めるところに従って算定された資本金等増加限度額の2分の1の金額とし、計算の結果1円未満の端数を生じる場合はその端数を切り上げた額とする。増加する資本準備金の額は、資本金等増加限度額より増加する資本金の額を減じた額とする。

5. (1) 各本新株予約権の一部行使はできないものとする。
- (2) 2019年7月5日(但し、当日を除く。)までは、本新株予約権付社債の所持人は、ある四半期(1暦年を3ヶ月に区切った期間をいう。以下、本(2)において同じ。)の最後の取引日(以下に定義する。)に終了する30連続取引日のうちいずれかの20取引日において、東京証券取引所における当社普通株式の普通取引の終値が、当該最後の取引日において適用のある転換価格の130%を超えた場合に限り、翌四半期の初日から末日(但し、2019年7月1日に開始する四半期に関しては、2019年7月4日)までの期間において、本新株予約権を行使することができる。
- 但し、本(2)記載の本新株予約権の行使の条件は、以下、及びの期間は適用されない。
- 株式会社日本格付研究所(JCR)若しくはその承継格付機関による当社の長期優先債務格付又は本新株予約権付社債の格付(格付がなされた場合に限る。以下同じ。)がBB+(格付区分の変更が生じた場合には、これに相当するもの)以下である期間
- 当社が、本新株予約権付社債の所持人に対して、上記3. 記載の本社債の繰上償還の通知を行った日以後の期間
- 当社が組織再編等を行うにあたり、上記3記載のとおり本新株予約権の行使を禁止しない限り、当該組織再編等の効力発生日の30日前の日以後当該組織再編等の効力発生日の1日前の日までの期間
- なお、「取引日」とは、東京証券取引所が開設されている日をいい、終値が発表されない日を含まない。
6. 各本新株予約権の行使に際しては、各本社債を出資するものとし、当該本社債の価額は、その額面金額と同額とする。
7. (1) 本社債に基づく当社の義務が、組織再編等(以下に定義する。)に基づき承継会社等(以下に定義する。)に移転する場合、承継会社等から本新株予約権付社債の所持人に対し、本新株予約権に代わる新たな新株予約権を付与することができる。かかる場合、当社は、承継会社等が当該組織再編等の効力発生日において日本の上場会社であるよう最善の努力をするものとする。
- 「承継会社等」とは、組織再編等における相手方であって本新株予約権付社債又は本新株予約権に係る当社の義務を引き受ける会社、合併行為により新設された会社又は当社が吸収合併された会社、会社分割行為における相手方であって本新株予約権付社債に係る当社の義務を引き受ける会社、及び持株会社化行為により当社の完全親会社となる会社を総称するというものとする。
- 「組織再編等」とは、合併行為、会社分割行為、持株会社化行為及びその他の日本法上の組織再編行為をいう。「合併行為」とは、当社が他の法人と新設合併し、又はこれに吸収合併される(当社が存続会社となる合併を除く。)旨の合併が当社の株主総会(株主総会における決議が必要でない場合には、取締役会)で承認された場合をいう。「会社分割行為」とは当社による新設分割又は吸収分割(本社債に基づく当社の義務を当該分割の相手方に承継させる場合に限る。)が当社の株主総会(株主総会における決議が必要でない場合には、取締役会)で承認された場合をいう。「持株会社化行為」とは、当社が株式交換又は株式移転により他の会社の完全子会社となる旨の決議が当社の株主総会(株主総会における決議が必要でない場合には、取締役会)で承認された場合をいう。
- (2) 上記(1)の定めに従って交付される承継会社等の新株予約権の内容は下記のとおりとする。
- 新株予約権の数
- 当該組織再編等の効力発生日の直前において残存する本新株予約権付社債の所持人が保有する本新株予約権の数と同一の数とする。
- 新株予約権の目的である株式の種類
- 承継会社等の普通株式とする。
- 新株予約権の目的である株式の数
- 承継会社等の新株予約権の行使により交付される承継会社等の普通株式の数は、当該組織再編等の条件等を勘案の上、本新株予約権付社債の要項を参照して決定するほか、下記(i)又は(ii)に従う。なお、転換価額は上記2.(2)と同様の調整に服する。
- (i) 合併行為(上記(1)に定義する。)又は持株会社化行為(下記(1)に定義する。)

の場合には、当該組織再編等の効力発生日の直前に本新株予約権を行使した場合に得られる数の当社普通株式の保有者が当該組織再編等において受領する承継会社等の普通株式の数を、当該組織再編等の効力発生日の直後に承継会社等の新株予約権を行使したときに受領できるように、転換価額を定める。当該組織再編等に際して承継会社等の普通株式以外の証券又はその他の財産が交付されるときは、当該証券又は財産の公正な市場価値を承継会社等の普通株式の時価で除して得られる数に等しい承継会社等の普通株式の数を併せて受領できるようにする。

(ii) 上記(i)以外の組織再編等の場合には、当該組織再編等の効力発生日の直前に本新株予約権を行使した場合に本新株予約権付社債の所持人が得られるのと同等の経済的利益を、当該組織再編等の効力発生日の直後に承継会社等の新株予約権を行使したときに受領できるように、転換価額を定める。

新株予約権の行使に際して出資される財産の内容及びその価額

承継会社等の新株予約権の行使に際しては、承継された本社債を出資するものとし、当該本社債の価額は、本社債の額面金額と同額とする。

新株予約権を行使できる期間

当該組織再編等の効力発生日又は承継会社等の新株予約権が交付された日のいずれか遅い方の日から、上記3に定める本新株予約権の行使期間の満了日までとする。

その他の新株予約権の行使の条件

各新株予約権の一部行使はできないものとする。また、承継会社等の新株予約権の行使は、上記5(2)と同様の制限を受ける。

新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金

承継会社等の新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金の額は、会社計算規則第17条の定めるところに従って算定された資本金等増加限度額の2分の1の金額とし、計算の結果1円未満の端数を生じる場合はその端数を切り上げた額とする。

増加する資本準備金の額は、資本金等増加限度額より増加する資本金の額を減じた額とする。

組織再編等が生じた場合

承継会社等について組織再編等が生じた場合にも、本新株予約権付社債と同様の取扱いを行う。

その他

承継会社等の新株予約権の行使により生じる1株未満の端数は切り捨て、現金による調整は行わない。承継会社等の新株予約権は承継された社債と分離して譲渡できない。

(3) 【行使価額修正条項付新株予約権付社債券等の行使状況等】

該当事項はありません。

(4) 【ライツプランの内容】

該当事項はありません。

(5) 【発行済株式総数、資本金等の推移】

年月日	発行済株式 総数増減数 (千株)	発行済株式 総数残高 (千株)	資本金増減額 (百万円)	資本金残高 (百万円)	資本準備金 増減額 (百万円)	資本準備金 残高 (百万円)
平成26年9月1日～ 平成26年11月30日	2,967	37,246		12,944		13,157

(注) 自己株式の消却による減少であります。

(6) 【大株主の状況】

当第3四半期会計期間は第3四半期会計期間であるため、記載事項はありません。

(7) 【議決権の状況】

当第3四半期会計期間末日現在の「議決権の状況」については、株主名簿の記載内容が確認できないため、記載することができないことから、直前の基準日(平成26年8月31日)に基づく株主名簿による記載をしております。

【発行済株式】

平成26年8月31日現在

区分	株式数(株)	議決権の数(個)	内容
無議決権株式			
議決権制限株式(自己株式等)			
議決権制限株式(その他)			
完全議決権株式(自己株式等)	(自己保有株式) 普通株式 3,311,300		株主としての権利内容に制限のない標準となる株式
完全議決権株式(その他)	普通株式 36,847,300	368,473	同上
単元未満株式	普通株式 54,788		同上
発行済株式総数	40,213,388		
総株主の議決権		368,473	

【自己株式等】

平成26年8月31日現在

所有者の氏名 又は名称	所有者の住所	自己名義 所有株式数 (株)	他人名義 所有株式数 (株)	所有株式数 の合計 (株)	発行済株式 総数に対する 所有株式数 の割合(%)
(自己保有株式) 株式会社アデランス	東京都新宿区荒木町 13番地4	3,311,300		3,311,300	8.23
計		3,311,300		3,311,300	8.23

2 【役員の状況】

該当事項はありません。

第4 【経理の状況】

1. 四半期連結財務諸表の作成方法について

当社の四半期連結財務諸表は、「四半期連結財務諸表の用語、様式及び作成方法に関する規則」(平成19年内閣府令第64号)に基づいて作成しております。

2. 監査証明について

当社は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、第3四半期連結会計期間(平成26年9月1日から平成26年11月30日まで)及び第3四半期連結累計期間(平成26年3月1日から平成26年11月30日まで)に係る四半期連結財務諸表について、三優監査法人による四半期レビューを受けております。

1 【四半期連結財務諸表】

(1) 【四半期連結貸借対照表】

(単位：百万円)

	前連結会計年度 (平成26年2月28日)	当第3四半期連結会計期間 (平成26年11月30日)
資産の部		
流動資産		
現金及び預金	10,755	10,246
受取手形及び売掛金	6,248	6,727
商品及び製品	3,865	4,726
仕掛品	415	349
原材料及び貯蔵品	1,007	1,061
繰延税金資産	2,861	2,830
その他	2,226	2,933
貸倒引当金	269	312
流動資産合計	27,111	28,562
固定資産		
有形固定資産		
建物及び構築物（純額）	4,412	4,354
土地	3,921	3,433
リース資産（純額）	1,056	1,662
その他（純額）	2,333	2,329
有形固定資産合計	11,723	11,780
無形固定資産		
のれん	6,550	6,420
顧客関連資産	7,502	6,989
その他	6,239	5,809
無形固定資産合計	20,292	19,218
投資その他の資産		
投資有価証券	1,153	1,260
繰延税金資産	155	129
敷金及び保証金	3,202	3,340
その他	792	865
貸倒引当金	540	516
投資その他の資産合計	4,764	5,079
固定資産合計	36,780	36,078
資産合計	63,892	64,641

(単位：百万円)

	前連結会計年度 (平成26年2月28日)	当第3四半期連結会計期間 (平成26年11月30日)
負債の部		
流動負債		
支払手形及び買掛金	1,174	1,313
1年内返済予定の長期借入金	1,051	0
未払金	1,978	1,958
未払法人税等	586	386
繰延税金負債	4	4
前受金	1,990	2,216
賞与引当金	1,029	639
商品保証引当金	100	110
返品調整引当金	136	187
その他の引当金	53	2
その他	2,930	4,176
流動負債合計	11,036	10,997
固定負債		
新株予約権付社債	-	10,048
長期借入金	8,662	-
リース債務	951	1,413
繰延税金負債	4,739	4,852
退職給付引当金	1,380	1,634
資産除去債務	985	1,039
その他	313	396
固定負債合計	17,032	19,384
負債合計	28,069	30,381
純資産の部		
株主資本		
資本金	12,944	12,944
資本剰余金	13,157	13,157
利益剰余金	18,268	16,424
自己株式	7,022	4,293
株主資本合計	37,348	38,232
その他の包括利益累計額		
その他有価証券評価差額金	22	34
為替換算調整勘定	1,810	4,256
その他の包括利益累計額合計	1,788	4,221
新株予約権	154	247
少数株主持分	109	1
純資産合計	35,823	34,259
負債純資産合計	63,892	64,641

(2) 【四半期連結損益計算書及び四半期連結包括利益計算書】

【四半期連結損益計算書】

【第3四半期連結累計期間】

	(単位：百万円)	
	前第3四半期連結累計期間 (自平成25年3月1日 至平成25年11月30日)	当第3四半期連結累計期間 (自平成26年3月1日 至平成26年11月30日)
売上高	48,362	56,050
売上原価	9,954	11,209
売上総利益	38,408	44,841
販売費及び一般管理費	36,533	43,442
営業利益	1,874	1,399
営業外収益		
受取利息	14	12
受取配当金	1	2
不動産賃貸料	43	43
為替差益	1,244	3,204
その他	126	88
営業外収益合計	1,429	3,351
営業外費用		
支払利息	159	149
不動産賃貸費用	14	11
支払手数料	239	16
持分法による投資損失	-	13
社債発行費	-	26
その他	46	47
営業外費用合計	460	264
経常利益	2,844	4,485
特別利益		
固定資産売却益	3	196
特別利益合計	3	196
特別損失		
固定資産売却損	2	1
固定資産除却損	0	3
減損損失	44	-
事業再編損失	204	112
店舗閉鎖損失	28	40
その他	9	-
特別損失合計	289	157
税金等調整前四半期純利益	2,557	4,524
法人税等	399	406
少数株主損益調整前四半期純利益	2,957	4,117
四半期純利益	2,957	4,117

【四半期連結包括利益計算書】

【第3四半期連結累計期間】

(単位：百万円)

	前第3四半期連結累計期間 (自平成25年3月1日 至平成25年11月30日)	当第3四半期連結累計期間 (自平成26年3月1日 至平成26年11月30日)
少数株主損益調整前四半期純利益	2,957	4,117
その他の包括利益		
その他有価証券評価差額金	22	12
為替換算調整勘定	164	2,480
持分法適用会社に対する持分相当額	9	34
その他の包括利益合計	131	2,433
四半期包括利益	2,826	1,684
(内訳)		
親会社株主に係る四半期包括利益	2,815	1,684
少数株主に係る四半期包括利益	10	0

【注記事項】

(四半期連結財務諸表の作成にあたり適用した特有の会計処理)

当第3四半期連結累計期間 (自平成26年3月1日至平成26年11月30日)	
税金費用の計算	税金費用については、当第3四半期連結会計期間を含む連結会計年度の税引前当期純利益に対する税効果会計適用後の実効税率を合理的に見積り、税引前四半期純利益に当該見積実効税率を乗じて計算しております。

(四半期連結貸借対照表関係)

四半期連結会計期間末日満期手形

四半期連結会計期間末日満期手形の会計処理については、手形交換日をもって処理しております。なお、当第3四半期連結会計期間末日が金融機関の休日であったため、次の四半期連結会計期間末日満期手形が、四半期連結会計期間末残高に含まれております。

前連結会計年度 (平成26年2月28日)	当第3四半期連結会計期間 (平成26年11月30日)
受取手形	- 受取手形 27百万円

(四半期連結キャッシュ・フロー計算書関係)

当第3四半期連結累計期間に係る四半期連結キャッシュ・フロー計算書は作成しておりません。なお、第3四半期連結累計期間に係る減価償却費(のれんを除く無形固定資産に係る償却費を含む。)及びのれんの償却額は、次のとおりであります。

前第3四半期連結累計期間 (自平成25年3月1日至平成25年11月30日)		当第3四半期連結累計期間 (自平成26年3月1日至平成26年11月30日)	
減価償却費	1,992百万円	減価償却費	2,781百万円
のれんの償却額	247百万円	のれんの償却額	350百万円

(株主資本等関係)

前第3四半期連結累計期間(自平成25年3月1日至平成25年11月30日)

1. 配当金支払額

平成25年5月23日開催の定時株主総会において、次のとおり決議しております。

・普通株式の配当に関する事項

株式の種類	普通株式
配当の原資	利益剰余金
配当金の総額	368百万円
1株当たり配当額	10円
基準日	平成25年2月28日
効力発生日	平成25年5月24日

2. 基準日が当第3四半期連結累計期間に属する配当のうち、配当の効力発生日が当第3四半期連結会計期間の末日後となるもの

該当事項はありません。

当第3四半期連結累計期間(自 平成26年3月1日 至 平成26年11月30日)

1. 配当金支払額

平成26年5月22日開催の定時株主総会において、次のとおり決議しております。

・普通株式の配当に関する事項

株式の種類	普通株式
配当の原資	利益剰余金
配当金の総額	368百万円
1株当たり配当額	10円
基準日	平成26年2月28日
効力発生日	平成26年5月23日

2. 基準日が当第3四半期連結累計期間に属する配当のうち、配当の効力発生日が当第3四半期連結会計期間の末日後となるもの

該当事項はありません。

3. 株主資本の著しい変動

(自己株式の増加)

当社は、平成26年9月17日開催の取締役会決議に基づき、自己株式2,999百万円を取得いたしました。この取得等により、自己株式は、3,001百万円増加しております。

(自己株式の減少)

当社は、平成26年10月15日開催の取締役会決議に基づき、自己株式5,521百万円を消却いたしました。この消却等により、自己株式は、5,729百万円減少しております。

(セグメント情報等)

【セグメント情報】

前第3四半期連結累計期間(自 平成25年3月1日 至 平成25年11月30日)

1. 報告セグメントごとの売上高及び利益又は損失の金額に関する情報

(単位: 百万円)

	報告セグメント				その他 (注1)	合計	調整額 (注2)	四半期連結 損益計算書 計上額 (注3)
	アデランス 事業	フォンテーヌ 事業	ボズレー 事業	海外ウィッグ 事業				
売上高								
(1) 外部顧客に 対する売上高	20,700	6,400	6,916	12,121	2,224	48,362		48,362
(2) セグメント間の内部 売上高又は振替高					2,354	2,354	2,354	
計	20,700	6,400	6,916	12,121	4,578	50,717	2,354	48,362
セグメント利益又は セグメント損失()	5,594	1,344	243	935	551	5,694	3,819	1,874

(注) 1. 「その他」の区分は報告セグメントに含まれない事業セグメントであり、美材ルート事業、医療事業、EC事業等が含まれております。

2. セグメント利益又はセグメント損失の調整額 3,819百万円は、セグメント間取引消去119百万円、各報告セグメントに配分していない全社費用 3,939百万円が含まれております。全社費用は主に報告セグメントに帰属しない一般管理費であります。

3. セグメント利益は、四半期連結損益計算書の営業利益と調整をおこなっております。

2. 報告セグメントごとの固定資産の減損損失又はのれん等に関する情報

該当事項はありません。

当第3四半期連結累計期間(自 平成26年3月1日 至 平成26年11月30日)

1. 報告セグメントごとの売上高及び利益又は損失の金額に関する情報

(単位: 百万円)

	報告セグメント				その他 (注1)	合計	調整額 (注2)	四半期連結 損益計算書 計上額 (注3)
	アデランス 事業	フォンテーヌ 事業	ボズレー 事業	海外ウィッグ 事業				
売上高								
(1) 外部顧客に 対する売上高	21,988	6,999	7,558	17,426	2,077	56,050		56,050
(2) セグメント間の内部 売上高又は振替高				1	2,971	2,972	2,972	
計	21,988	6,999	7,558	17,427	5,048	59,023	2,972	56,050
セグメント利益又は セグメント損失()	4,702	1,375	265	702	308	5,330	3,931	1,399

(注) 1. 「その他」の区分は報告セグメントに含まれない事業セグメントであり、美材ルート事業、医療事業、EC事業等が含まれております。

2. セグメント利益又はセグメント損失の調整額 3,931百万円は、セグメント間取引消去168百万円、各報告セグメントに配分していない全社費用 4,099百万円が含まれております。全社費用は主に報告セグメントに帰属しない一般管理費であります。

3. セグメント利益は、四半期連結損益計算書の営業利益と調整をおこなっております。

2. 報告セグメントごとの固定資産の減損損失又はのれん等に関する情報

該当事項はありません。

(1株当たり情報)

1株当たり四半期純利益金額及び算定上の基礎、潜在株式調整後1株当たり四半期純利益金額及び算定上の基礎は、以下のとおりであります。

項目	前第3四半期連結累計期間 (自平成25年3月1日 至平成25年11月30日)	当第3四半期連結累計期間 (自平成26年3月1日 至平成26年11月30日)
(1) 1株当たり四半期純利益金額	80円36銭	114円83銭
四半期連結損益計算書上の四半期純利益金額(百万円)	2,957	4,117
普通株式に係る四半期純利益金額(百万円)	2,957	4,117
普通株主に帰属しない金額(百万円)		
普通株式の期中平均株式数(株)	36,807,736	35,858,639
(2) 潜在株式調整後1株当たり四半期純利益金額	80円24銭	112円43銭
四半期純利益調整額(百万円)		1
(うち社債発行差金の償却額 (税額相当額控除後)(百万円)) (注)		(1)
普通株式増加数(株)	56,824	749,373
希薄化効果を有しないため、潜在株式調整後1株当たり四半期純利益の算定に含まれなかった潜在株式について前連結会計年度末から重要な変動がある場合の概要	平成25年5月23日の取締役会決議により付与された新株予約権方式のストックオプション(株式の数 293,000株)	平成26年5月22日の取締役会決議により付与された新株予約権方式のストックオプション(株式の数 370,300株)

(注) 社債額面金額よりも高い価額で発行したことによる当該差額に係る償却額(税額相当額控除後)であります。

(重要な後発事象)

該当事項はありません。

2 【その他】

該当事項はありません。

第二部 【提出会社の保証会社等の情報】

該当事項はありません。

独立監査人の四半期レビュー報告書

平成27年 1月13日

株式会社アデランス
取締役会 御中

三優監査法人

代表社員 業務執行社員	公認会計士	古	藤	智	弘	印
代表社員 業務執行社員	公認会計士	齋	藤	浩	史	印

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、「経理の状況」に掲げられている株式会社アデランスの平成26年3月1日から平成27年2月28日までの連結会計年度の第3四半期連結会計期間(平成26年9月1日から平成26年11月30日まで)及び第3四半期連結累計期間(平成26年3月1日から平成26年11月30日まで)に係る四半期連結財務諸表、すなわち、四半期連結貸借対照表、四半期連結損益計算書、四半期連結包括利益計算書及び注記について四半期レビューを行った。

四半期連結財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期連結財務諸表の作成基準に準拠して四半期連結財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない四半期連結財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した四半期レビューに基づいて、独立の立場から四半期連結財務諸表に対する結論を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期レビューの基準に準拠して四半期レビューを行った。

四半期レビューにおいては、主として経営者、財務及び会計に関する事項に責任を有する者等に対して実施される質問、分析的手続その他の四半期レビュー手続が実施される。四半期レビュー手続は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して実施される年度の財務諸表の監査に比べて限定された手続である。

当監査法人は、結論の表明の基礎となる証拠を入手したと判断している。

監査人の結論

当監査法人が実施した四半期レビューにおいて、上記の四半期連結財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期連結財務諸表の作成基準に準拠して、株式会社アデランス及び連結子会社の平成26年11月30日現在の財政状態及び同日をもって終了する第3四半期連結累計期間の経営成績を適正に表示していないと信じさせる事項がすべての重要な点において認められなかった。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

- (注) 1. 上記は四半期レビュー報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社(四半期報告書提出会社)が別途保管しております。
2. XBRLデータは四半期レビューの対象には含まれていません。